

- 1** 感染防止対策

 - ▶ 県から一律に感染防止対策を求めません
 - ・ 個人の判断による自主的な対策の実施
 - ※「三重県指針」や「イベントの開催基準等」は廃止
- 2** 外出自粛

 - ▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
 - ・ 発症後5日間は外出を控えることを推奨
 - ※発症後10日間はマスクの着用を推奨
 - ※保健所による健康観察も終了
- 3** 患者の特定

 - ▶ 患者の特定（届出・登録）がなくなります
 - ・ 「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止
 - ※医療機関から県への患者の発生届も廃止
 - ※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し）
- 4** 全数把握・公表

 - ▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
 - ・ 定点医療機関からの報告により感染動向を把握
 - ※感染状況の公表は1週間に1回となります
- 5** 外来体制

 - ▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します
 - ・ 県のホームページに「外来対応医療機関」を掲載
 - ※県から必要な設備整備等を支援
- 6** 公費支援

 - ▶ 治療費が自己負担になります（一部を除く）
 - （外来）新型コロナの治療薬を除き、公費支援を終了
 - （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額
 - （*）年齢や所得によって変動
- 7** 無料検査

 - ▶ 無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します
 - ・ 自分で抗原定性検査キットを購入して検査
- 8** 宿泊療養施設

 - ▶ 宿泊療養施設の運用を終了します
- 9** 療養者支援

 - ▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します
 - ※食料支援は3月末で終了済み
- 10** 療養期間通知書

 - ▶ 療養期間通知書の発行を終了します（5/19受付終了）
 - ・ 必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類等で代替

相談窓口

➡ 「受診・相談センター」等は継続します

- ・ 発症時や体調急変時の相談窓口は継続